

## 鮫川村一時保育事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保護者の勤務形態の多様化や、傷病、入院等に伴う一時的な保育に対する需要に対応するため、一時的保育事業（以下「事業」という。）を実施することにより、保護者の子育てと就労を支援するとともに児童福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施施設)

第2条 この事業を実施する施設は、さめがわこどもセンターとする。

(対象児童)

第3条 この事業の対象となる児童は児童福祉法（昭和22年法律第164号。）第24条に規定する保育の実施の対象にならない、満1歳から就学前までの児童で、次に掲げる要件に該当する児童とする。

(1) 非定型保育（曜日指定保育）の対象児童

保護者の就労形態等により、週3日を限度として断続的に家庭保育が困難となる児童。

(2) 緊急保育の対象児童

保護者の傷病・入院又は冠婚葬祭等社会的理由上やむをえない理由により緊急・一時的に家庭保育が困難となる児童。

(3) 私的な理由やその他の理由により、一時的に保育が必要となる児童

(保育の実施日数)

第4条 保育の実施日数については、以下のとおりとする。

第3条(1)の要件に該当する児童……週3回まで

第3条(2)の要件に該当する児童……月12日まで

第3条(3)の要件に該当する児童……月2回まで

なお、上記日数においては、具体的な事由及び理由があり必要と認められる場合には、この限りではない。

(実施要件)

第5条 この事業は、次の条件により実施するものとする。

(1) この事業の1日の利用定員は、5人とする。

(2) この事業に要する保育士等は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項に定める基準を満たすよう配置するものとする。

(3) この事業の保育時間は、午前8時30分から午後5時までの保育に欠ける時間とする。

ただし、土曜日は午前8時30分から午後0時30分までとする。

(4) この事業は、保護者の希望により、さめがわこどもセンター給食実施要綱第2条に規定する給食を提供することができる。

(5) この事業は、こどもセンターが閉園している日は、実施しない。

(申請手続き等)

第6条 事業を受けようとする児童の保護者は、一時的保育事業申請書（第1号様式）を前日の午前中までに施設長に申請しなければならない。

2 村長は、前項の申請書を受理したときは、実施施設と協議のうえこれを審査し適当と認められた者に対し一時的保育決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(費用負担)

第7条 事業を利用した保護者は、一時預かり保育料として、1回(食事代等を含む)につき4時間以内は1,000円、4時間以上は2,000円を負担するものとする。ただし、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。)第30条の4第1項第2号及び同項第3号に規定する子どもが利用した際の一時預かり保育料は徴収しない。

2 前項による一時預かり保育料は、村長が発行する納入通知書により、当該月の末日までに納入しなければならない。

(保育の停止)

第8条 この事業を利用する必要のなくなった児童の保護者は、すみやかに一時保育停止届(第3号様式)を施設長に提出しなければならない。ただし、やむをえない事情により提出ができない場合においては、電話等の連絡によりこれに替えることができる。

2 村長は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、当該児童の事業の利用を解除又は一時停止することができる。

- (1) 児童が第3条に規定する対象児童の要件に該当しなくなったとき
- (2) 虚偽の申請又は不正な手続きにより事業を利用したとき
- (3) 保育上の指示に従わなかった等、事業の実施が困難と認められるとき

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業に関して必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。